

平成27年第4回那須烏山市議会6月定例会（第1日）

平成27年6月2日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 2時55分

◎出席議員（18名）

1番	相馬正典	2番	小堀道和
3番	滝口貴史	4番	矢板清枝
5番	望月千登勢	6番	田島信二
7番	川俣純子	8番	渋井由放
9番	久保居光一郎	10番	渡辺健寿
11番	高德正治	12番	佐藤昇市
13番	沼田邦彦	14番	樋山隆四郎
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	小森幸雄	18番	平塚英教

◎欠席議員 なし

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	羽石徳雄
総合政策課長	坂本正一
秘書政策室長	福田光宏
総務課長	清水敏夫
税務課長	小口久男
市民課長	佐藤加代子
福祉事務所長兼健康福祉課長	網野榮
こども課長	齋藤進
農政課長	糸井美智子
商工観光課長	堀江功一
環境課長	薄井時夫

都市建設課長	高 田 喜一郎
上下水道課長	大 谷 頼 正
学校教育課長	岩 附 利 克
生涯学習課長	佐 藤 新 一
文化振興課長	両 方 裕

◎事務局職員出席者

事務局長	水 沼 透
書 記	大 鐘 智 夫
書 記	塩野目 庸 子

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 平成26年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書
について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 平成26年度那須烏山市下水道事業特別会計繰越明許費
繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 4 号 那須烏山市情報公開条例及び那須烏山市個人情報保護条
例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 5 号 那須烏山市税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 6 号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市
長提出）
- 日程 第 9 議案第 7 号 那須烏山市手数料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 8 号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について（市長提
出）
- 日程 第11 議案第 9 号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 1 号 平成27年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）に
ついて（市長提出）
- 日程 第13 議案第 2 号 平成27年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算
（第1号）について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 3 号 平成27年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1
号）について（市長提出）
- 日程 第15 議案第11号 江川小学校改修工事（建築工事）請負契約の締結につい
て（市長提出）
- 日程 第16 付託第 1 号 請願書等の付託について（議長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（佐藤昇市） 皆さん、おはようございます。平成27年第4回那須烏山市議会6月定例会初日でございます。本日、議会傍聴に足を運んでいただきまして大変ありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

ただいま出席している議員は18名です。定足数に達しておりますので、平成27年第4回那須烏山市議会6月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る5月26日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願い申し上げます。

◎市長挨拶

○議長（佐藤昇市） ここで、市長の挨拶とあわせ行政報告を求めます。

大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇 挨拶]

○市長（大谷範雄） 平成27年第4回那須烏山市議会6月定例会の開会にあたりまして、御挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、何かと御多用のところ御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

初夏の爽やかな風が木々の緑とたわむれるころとなりました。農家にとりましては、田植えも終わり、一息ついているところでございます。ことしも秋の豊作を祈念したいと思います。

さて、我が国の経済状況を見てまいりますと、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が一巡する中、個人消費は緩やかながら持ち直し、企業においても、円安、株高などによる消費マインドの持ち直しを背景に、回復傾向が持続をしております。

しかしながら、個人消費も依然として力強さを欠く状況が続いておりますし、急激な円安の進行によりまして、原材料、エネルギーコストが高騰いたしまして、地域経済、中小企業を中心に悪影響を及ぼしております。依然として、景気回復、地域活性化の実感が持てない状況にあります。今まさに、デフレ脱却と景気回復のための正念場でありまして、政・官・民あらゆる政策や手立てをすべき重要な時期であると考えております。

世界の情勢に目を向けてまいりますと、4月25日にはネパールの首都カトマンズの北西

7.7キロメートルを震源といたしまして、マグニチュード7.8規模の地震が発生いたしました。建物崩壊、なだれ、土砂災害などにより甚大な被害が発生をいたしております。国連は、ネパールの人口の約30%に当たる約800万人が被災したと発表をいたしております。死者も8,000人を超え、負傷者も2万人に上っております。亡くなられた方、被害に遭われた方に改めてお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

国内に目を向けてみましても、このところ、自然災害が頻発をいたしております。5月29日には、鹿児島県口永良部島で大規模な火山噴火が発生をし、全島民が避難を余儀なくされました。また、30日には、小笠原諸島沖を震源とするマグニチュード8.5の地震がありました。神奈川県二宮町では震度5強を記録いたしました。那須烏山市といたしましても、市民の安全確保を第一とした防災・減災対策の推進、危機管理体制の充実など、安全・安心のまちづくりを再確認したところであります。

さて、那須烏山市が誕生して10年目の節目の年を迎えました。また、市の総合計画後期計画も3年目となり、本年度から本格的に次期総合計画の策定に着手をいたします。さらに、本年度は、地方創生元年と位置づけておりまして、人口減少という重要課題を踏まえ、地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定するなど、将来の那須烏山市の方向づけを行う重要な1年になると気を引き締めているところであります。

このような中、3月の補正予算で議決をいただきました地方創生先行型の事業も、今、着実に実施をさせていただいております。山あげ行事のユネスコ無形文化遺産登録に向けて、市を挙げて取り組む英語ビレッジ構想も順調に事業が実施されておりました。4月から市内の2中学生の全生徒を対象にした英検試験の希望者の検定料助成、自主学習や授業を生かすためのNHK基礎英語ラジオ講座テキストの全生徒への配付を始めました。

また、グローバル人材育成事業といたしまして、外国語指導助手を配置しスタートする市民向け英語塾の受講生も募集を終了し、予定定員80名のところ、85名の申し込みがございました。観光ボランティアの育成や、それによる集客の増加に大いに期待をしているところであります。

市民協働促進事業といたしまして、新たな公共の担い手の育成によります協働のまちづくりを目指して創設いたしましたまちづくりチャレンジプロジェクトも事業内容が決定し、今月から対象となる団体の募集を開始いたしましたところであります。

また、生きがいを持った人生を送れるまちづくりを推進するために創設をいたしましたロングライフプロジェクト事業も取り組みを開始し、健康寿命プランナー養成講座や、なすから健康長寿セミナーの募集も開始をさせていただきました。

来月には、地域の消費喚起対策といたしまして、プレミアム率20%のプレミアムつき商品

券を発行いたします。地元の消費拡大、地域経済の活性化に期待をしているところでございます。

また、本年4月よりは、子ども医療費の現物支給の対象年齢を中学生終了時まで引き上げました。少子化、人口減少が少しでも食い止められればと考えております。

さらに、今年度は、市役所職員一人ひとりが市のセールスマンとの意識を持ちながら、職員一丸となって市の魅力を発信する組織、那須烏山市営業戦略部隊を創設いたす予定であります。部隊員は女性を中心に、各課の若手職員を選任し、私が隊長となりまして、特に定住促進、魅力発信に力を入れて活動する予定であります。市内外に向けて積極的な営業活動を仕掛けていきたいと考えております。

さて、今次定例会におきまして、提案申し上げます案件は、報告案2件、補正予算案3件、条例案6件、人事案件1件、議決案件1件、計13件でございます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤昇市） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

17番 小森幸雄議員

18番 平塚英教議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（佐藤昇市） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から6月9日までの8日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から8日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付しております会期日程表により行いますので御協力願います。

日程第3 報告第1号 平成26年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について及

び日程第4 報告第2号 平成26年度那須烏山市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、いずれも繰越明許費繰越計算書に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

◎日程第3 報告第1号 平成26年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

◎日程第4 報告第2号 平成26年度那須烏山市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（佐藤昇市） よって、報告第1号及び報告第2号は一括して議題といたします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました報告第1号、報告第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第1号は、平成26年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本案は、地方自治法第213条の規定に基づき、平成27年第2回那須烏山市議会3月定例会及び専決処分において翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

繰越事業の主な内容を申し上げます。総合政策課関係でございます。総務費の総合戦略推進事業費繰越額5,702万円は、国の地方創生先行型交付金事業のため、翌年度に繰り越し、事業実施をするものでございます。

商工観光課関係でございます。商工費の商業振興対策費（商品券発行支援事業）の繰越額5,205万1,000円は、国の地域消費喚起・生活支援型交付金事業のため、翌年度に繰り越しし、事業実施をするものであります。

次に、都市建設課関係であります。土木費の道路整備費（西野三箇線）の繰越額3,680万1,000円は、地権者と建物移転先の協議に不測の日数を要したためでございます。道路整備費（滝愛宕台線）の繰越額1,906万2,000円は、上水道管移設の工法協議に

不測の日数を要したためでございます。

道路整備費（田野倉大金線）の繰越額685万8,000円は、JR東日本との工法協議に不測の日数を要したためでございます。

河川総務費（急傾斜地崩壊対策事業費）の繰越額78万円は、県事業が繰越となったことに伴うものでございます。

次に、学校教育課関係であります。教育費の烏山小学校施設整備費の繰越額1,500万円は、プール管理棟改築のための経費であります。計画、設計等に時間を要したためでございます。

以上、7件の繰越明許費繰越事業について御報告を申し上げます。

報告第2号は、平成26年度那須烏山市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。本案は、平成26年度下水道事業特別会計について、地方自治法第213条第1項の規定に基づきまして、平成27年第2回那須烏山市議会3月定例会におきまして、翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

繰越事業の内容を申し上げます。公共下水道事業施設整備費の管渠築造工事、これは中央1丁目、2丁目及び舟戸マンホールポンプ場設備工事（電気）の繰越額1億4,509万4,000円は、当該工事区域に隣接する受益者協議及び通行規則等による不測の日数を要したために繰越としたためでございます。

以上、報告第1号、報告第2号につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件であります。この際質疑があれば、これを許します。

8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 下水道事業特別会計ですね。この山あげ祭が近くなってきております。今、工事をやっているところもまだあるようですけれども、多分に舗装は影響部を除いてきれいに舗装をかけるのかなというふうに思うんですけれども、そういうふうになって、山あげ祭までにはきれいになるのかどうか。その1点についてお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） それでは、お答えします。舗装復旧につきましては、現在、発注段階でございまして、山あげ祭の前までには、白線はいずれにしましても、舗装につきましては復旧する予定で今、進めているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 管渠築造工事は、夜間工事というんですかね、そんなこともあったようでございますが、今回の舗装についてはどのようなことをお考えになっていますか。

○議長（佐藤昇市） 大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） 舗装工事につきましても、管渠工事と同様に地元の商店街に迷惑がかからないよう、夜間で作業するよう計画しております。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） ざっとで結構なんですけど、やっぱり夜間工事ってお金がかかるのかなと、昼間よりもですね、幾らぐらい、何割ぐらい余分に、ざっとでいいですけども。

以上で私の質問を終わりますけど。答弁は後で結構です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 一般会計の繰越関係で1点ですね。烏山小学校施設整備費ということで1,500万円、プール管理棟の改修ということでございますが、プールは今まさにこれから夏に向けて、学校の授業の中で必要なのかなというふうに思われるんですけども、この管理棟の改修は、どのような日程で、いつごろ完成というようなことで進める考えがあるのか。御説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 私のほうから説明をさせていただきます。

烏山小学校のプール管理棟の改築工事につきましては、現在、工事期間内ということで、工期のほうは6月20日ということで完成を目指してやっております。十分学校のプールのほうのオープンには間に合う形で行わさせていただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 今回の報告第1号、第2号につきましては、去る3月3日に既に説明は受けているところなんですけど、現在、各事業の進捗状況についてお伺いをしたいと思います。その中で、烏山小学校のプールにつきましては、ただいまの同僚議員の質問でこれはわかりました。

1つ金銭的なことをお伺いしたいんですが、これは商工観光の費用ですね。これは商品券発行支援事業ですね。5,205万1,000円計上しているわけでありまして。過日の市議会議員全員協議会の際、市長の記者会見の資料、その中にこの商品券の販売について詳しく載っていたんですね。それを見ますと、プレミアム率が20%ですね。これが市が負担するのではないかと思います。そうしますと、4,600万円ですよ、市が負担する部分。ここでは予算が5,205万1,000円計上してあります。そうしますと、今の20%分を差し引きますと、

まだ605万1,000円が余るわけなんですけど、この処理はどのように使用するのか。これも含めまして伺いをいたします。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 商品券発行につきましては、全額国からの地方創生関係の交付金で賄っております。2割の商品券を発行することと、そのほかに事務費的なもの、商品券の発行の印刷費等が入ったの事業費が、トータルで5,205万1,000円になっているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） このことについてはわかったんですが、さっき私が質問したのが、報告第1号、第2号の進捗状況を伺いたいということですから、この頭の総務課のほうから順次答弁してくれませんか。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 私のほうから、総合戦略推進事業費の進捗状況について御説明させていただきます。

地方創生事業の先行型予算です。平成26年度3月補正で予算措置した金額5,722万円のうち、一部は平成26年度内に総合戦略を審議する審議会経費として執行しましたが、大部分の5,702万円を平成27年度に繰り越しいたします。

事業内容ですが、大きく分けて3点ございます。1点目は、総合戦略策定事業として審議会経費、人口ビジョン、総合戦略策定業務委託経費です。1,106万6,000円を繰り越しいたしました。

2点目は、人づくり戦略として、英語ビレッジ構想として中学生を対象とした英語のテキスト配付等、並びにグローバル人材育成として英語教室開催の経費です。1,214万6,000円繰り越しをしております。

3点目が、まち・しごとづくり戦略として、山あげ行事のユネスコ無形文化遺産登録予定に向けて、観光資源の積極的なPR活動や体制整備を図るため、情報発信の拡充でありますホームページのリニューアル、各種観光客集客力向上振興対策並びに市民協働促進事業として、新たな公共の担い手育成のためのまちづくりチャレンジプロジェクト事業、さらには高齢者が安心して暮らせる施策としてロングライフプロジェクト事業等を実施しております。3,808万8,000円を繰り越ししております。

各事業とも、現在、事業は着手しており、完了はおおむね平成28年3月でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 先ほどの説明の中で金額の説明が漏れていました。再度説明申し上げますと、補助金繰越額5,205万1,000円のところ、20%プレミアム分が4,600万円、そして、先ほどの事務費、印刷費等の事務経費が605万1,000円ということでございまして、わくわく商品券の発行総額は2億7,600万円になります。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 8番の土木費について説明いたします。

まず、西野三箇線なんですけど、これにつきましては、工事と補償の2つがあります。まず、工事は工期が3月10日から9月30日までで、現在、50%完了しております。補償につきましては2人います、1人は5月末に終わります、もう1人は住宅などを全部移転し終わるのが12月末ということで、全て移転し終わりましたら補償費を支払う予定になっています。

次の滝愛宕台線につきましては、工事の工期が平成26年の10月8日から平成27年の5月29日で、全て完了しております。

田野倉大金線につきましては、工事の工期が平成26年の9月12日から、平成27年の6月30日までで80%完了しております。

また、河川費の急傾斜地崩壊対策事業費なんですけど、これは県の事業で、神長地内をやるわけなんですけど、用地測量委託と立ち木補償がありまして、工期が6月3日から7月17日までになっていまして、現在、進捗率はゼロ%ということです。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） 下水道の工期につきましては、今現在進めているものは6月30日までの工期になっております。管渠工事、電気工事ともおおむね80%進んでいる状況でございます。

舗装工事につきましては、現在、発注予定でございますのでゼロ%となっております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） これ、商工費の例の商品券販売の件なんですけど、この事務費、印刷費でもって605万1,000円かかると、こうみなしてよろしいわけですね。これらの事務費の執行についても、全てこれは市から補助金という形で一括助成をし、商工会のほうで処理をします。そう理解してよろしいんでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） わくわく商品券の発行につきましては、商工会に事業として行ってまいりますので、商工会のほうで処理されております。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、報告第1号及び報告第2号については、報告のとおりでありますので御了解願います。

◎日程第5 議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（佐藤昇市） 日程第5 議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づきまして、議会の意見を聞いて、候補者を法務大臣に推薦をすることとなっております。

現在、人権擁護委員であります福澤英子氏及び零 正俊氏が、平成27年9月30日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員といたしまして、引き続き零 正俊氏と、今回勇退をされます福澤英子氏にかわりまして、新たに藤川伸一氏を推薦をいたしたく提案をするものでございます。

零 正俊氏は、平成24年10月から1期3年間にわたり、人権擁護と人権思想の普及推進に尽力をされまして、現在、宇都宮地方法務局内にある宇都宮人権擁護委員協議会事務局の要職も務められるかたわら、本市南大和久地区の自治会長として御尽力いただいております。

勇退をされます福澤英子氏は、平成15年10月から4期10年にわたり、人権擁護と人権思想の普及高揚に御貢献をされました。ここに福澤英子氏の長年の御活躍に対しまして深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。

また、今回新たに推薦をいたします藤川伸一氏は、誠実、温厚なお人柄で、37年の長きにわたり、栃木県職員として土木、福祉、林務、教育と幅広い分野において奉職され、退職後も

随時、後輩職員のよきアドバイザーとして御活躍をされております。現在、本市高瀬地区の自治会長として御尽力をいただいている方であります。

雫氏、藤川両氏とも、地域住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任者でございますので、どうか御審議をいただきまして御同意くださいますようお願いを申し上げまして、推薦の理由とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

9番久保居光一郎議員。

〔9番 久保居光一郎 登壇〕

○9番（久保居光一郎） ただいま上程されている議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。私は賛成の立場から討論を行うものでございます。

候補者として推薦されている雫 正俊氏と藤川伸一氏の両名は、期せずして高田悦男議員と私ともども、旧荒川中学校時代の同級生であります。雫 正俊氏にあつては、既に平成24年10月から人権擁護委員として活躍されていることから、これまでの経験と識見を生かし、引き続き御活躍をいただきたいと思うものであります。

また、新たに候補者として推薦されている藤川伸一氏にあつては、温厚かつ頭脳明晰であり、人望厚く、旧荒川中学校時代には、生徒会長を務められた方であります。その後は烏山高校、宇都宮大学を卒業され、先ほど市長から提案理由で述べられたように、37年の長きにわたり栃木県の職員として幅広い分野において奉職されました。退職後は、それまでの豊富な行政経験と実績を加え、平成26年3月まで県建設業協会や県立図書館等において、後輩職員のよきアドバイザーとして活躍をされ、現在は、本市高瀬地区の自治会長として御尽力をいただいているところであります。

以上、申し上げたとおり、人格、識見、経験等、いずれにおいてもすぐれた方であり、人権擁護委員として最適任者であると思うものであります。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤昇市） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第10号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第4号 那須烏山市情報公開条例及び那須烏山市個人情報保護条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第6 議案第4号 那須烏山市情報公開条例及び那須烏山市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第4号 那須烏山市情報公開条例及び那須烏山市個人情報保護条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、先の3月議会におきまして、那須烏山市情報公開条例の一部改正についての陳情書が採択されたことを受けまして、補助金等の交付金事務のより一層の透明化、適正化を図ることを主たる目的とした公開基準の見直しを行うほか、那須烏山市個人情報保護条例における保有個人情報の開示請求があった場合の開示基準との整合を図るなど、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして可決、決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） それでは、命により本改正の主な内容につきまして御説明申し上

げます。

議案書をめくっていただきまして、改正案の1ページ目をお開きください。まず、那須烏山市情報公開条例の一部改正でございます。今回の改正の大きな趣旨は、個人情報であっても例外として公開する情報の追加を行うということで、補助金等を受ける法人や団体の役員や職員などの氏名、情報を例外として公開する情報に加えることですが、そのほかにも、基準の全般的な見直しを行い、国の行政機関、情報公開法や栃木県の情報公開条例における公開基準の例にならい、基準の規定順や文言の書きぶりについて整合を図ることとしています。

まず、1ページ、第7条第1号は、その整合を図る改正でありまして、現行では4ページ目の第7条第6号に規定されているものを、改正後では第1号として規定するものでございます。

続いて、1ページ目の中段から下の第7条第2号エの改正をごらんください。この改正は、現行ではエの一文に長く規定していたものを、2ページ目の（ア）から（エ）までに細分化してわかりやすくするものでございます。

続いて、その次のオの改正をごらんください。この加えるオが補助金等を受ける法人や団体の役員や職員などの氏名、情報を例外として公開する情報の部分になります。なお、指定管理者として指定を受けた法人や団体も同様に取り扱うこととし、その部分は（イ）として加えております。2ページのオの下、（ア）、（イ）のところでございます。

そのほかにも、その下のカ当該個人の権利利益を不当に害するおそれがなく、公にすることが公益上必要であると認められる情報や、その下のキ、当該個人が公にすることに同意している情報を、個人情報であっても例外として公開する情報として加えております。

以上の追加により、補助金等の用途に関する情報については、公開する範囲が広がることになるわけでございます。

続いて、2ページ目の下段の第7条第3号の改正から3ページ目の第4号、第5号、第6号の改正は、国の行政機関情報公開法や栃木県の情報公開条例における公開基準との整合を図る改正でございます。

続いて4ページをお開きください。第13条、第15条、第25条の改正、それから、ページをめくっていただき5ページ目の第25条の2の改正については、常用漢字表の改定に伴う表記の改正や、第7条の改正に伴う規定の整理を行うものでございます。

続いて那須烏山市個人情報保護条例の一部改正でございます。まず、5ページ目の第11条、第12条、第12条の2の改正については、常用漢字表の改定に伴う表記の改正でございます。

続いて6ページをお開きください。6ページの第18条の改正ですが、情報公開条例第7条の改正と同様に、国の要請機関、個人情報保護法や栃木県の個人情報保護条例における公開基準との整合を図る改正や、補助金等を受ける法人や団体の役員や職員などの氏名情報を例外と

して開示する情報として加えるものでございます。これが8ページ目の中段まで続きます。

続いて、8ページの中段以下からの第24条、第26条の改正、それから、続いて9ページの第49条の改正については、常用漢字表の改定に伴う表記の改正や第18条の改正に伴う規定の整理を行うものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日については公布の日から施行することとするものでございます。また、第2項から第5項まで経過措置を設けまして、新たな基準による情報公開は施行日以後の請求に対し適用することとしますが、その公開の対象となる情報は、施行日前に作成したり、または取得したりした情報にも適用することとするものでございます。

以上で、本改正についての補足説明とさせていただきますので、慎重に御審議の上、可決、決定くださいますよう重ねてお願いを申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第4号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第5号 那須烏山市税条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第7 議案第5号 那須烏山市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第5号 那須烏山市税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、那須烏山市税条例の一部改正が必要となったために提案するものでございます。

主な改正点は、個人番号または法人番号等の規定を整理するもの及び固定資産税において、新築のサービス付高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置について、わがまち特例を導入するものでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

小口税務課長。

○税務課長（小口久男） それでは、命により、議案第5号の税条例等の一部改正につきまして説明申し上げます。

地方税法等の一部改正によりまして、税条例等を改正するものでございますが、主な改正点は2点でございます。

1点目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度の実施に伴いまして、個人番号または法人番号等の規定を整備するものでございます。

2点目は、新築のサービス付高齢者向け賃貸住宅について、固定資産税の減額特例措置が導入されたことに伴いまして、固定資産税を減額する、いわゆるわがまち特例の項目を追加規定するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表によりまして説明申し上げますので、対照表の1ページをお開きください。

まず、1ページの第2条から6ページの第149条までは、個人番号法による個人番号及び法人番号の記載関係ですが、1ページの第2条は納付書及び納付書について、次の36条の2、第9項は、法人市民税の申告についてでございます。

次の第51条の第2項は、市民税の減免申請書について、また、2ページの第63条の2は、固定資産の補正方法の申出書についてでございます。

第63条の3は、固定資産の区分所有資産の固定資産税のあん分の申出についてでございます。

次の3ページの第71条は、固定資産税の減免申請書について、次の第74条及び4ページの第74条の2は、住宅用地の申告についてでございます。

そして、4ページの第89条及び5ページの第90条は、軽自動車税の減免申請書について、また、5ページの第139条の3は、特別土地保有税の減免申請書について、そして、6ページの第149条は、入湯税に関する経営開始等の申告書についてですが、それぞれの申告書、申請書等に番号法による個人番号または法人番号を記載する旨を規定したものでございます。

次に、6ページの附則10条の2については、固定資産税を減額する特例措置ですが、これについては新築されたサービス付高齢者向け賃貸住宅について、地方税法の定める範囲内で市が減額の割合等を定めることができる地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例が導入されたことに伴いまして、固定資産税の3分の2を減額する特例項目を追加規定したものでございます。

次の6ページの10条の3の第1項から8ページまでの第9項につきましては、新築家屋等における固定資産税の減額申請について、また、9ページの第22条は、被災住宅用地の減額申告についてですが、これらの申告書等についても番号法による個人番号または法人番号等の記載をする旨を規定するものでございます。

この改正条例の施行期日については、9ページの附則第1条に規定してありますように、平成28年1月1日からとなりますが、ただし、附則第10条の2第9項の固定資産税の減額特例措置の改正については、公布の日から施行ということになります。

次の附則第2条から10ページの第6条までは、各税目ごとの経過措置となっております。

以上で、議案第5号の税条例の一部改正についての詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 例によって市の税条例の一部改正でございますが、非常にこの条文の改正項目が多種多岐にわたって、今、説明されたとおりでございますが、大きく言うと、個人番号、法人番号のマイナンバー制度の実施に伴う整備ということで、もう一つは、新築のサ

ービス付高齢者賃貸住宅の減免措置、わがまち特例の実施ということで、固定資産税の3分の2を減免するというような説明だと思いました。

それで、施行日、わがまち特例のほうは施行の日からということなんで、これは平成27年度の中から減免の申請適用になるのかならないのか。そのところをもう1回確認をしておきたいと思います。

さらに、個人番号、法人番号のいわゆるマイナンバー制度の進め方なのでございますが、ことしの10月までに申請可能ですよというようなことで、テレビなんかでもコマーシャルをやっているような感じはするんですが。

きのうの夕方から本日の報道にかけましては、これは全く別件でございますが、日本年金機構の職員のコンピューターにサイバー攻撃がされまして、125万件、個人を特定するような氏名や住所、そういうものが全てではありませんが、いろいろなケースがあったようでございますが、情報が流出するというので、それが不正流用されないかということで、対策に追われているようでございますが、このマイナンバー制度実施にあたっては、それぞれの国や県との関係においては、そういうような情報の流出とか不正利用がされないような対策がされるかどうか。

その辺についての勉強会と言ったらいいのか、協議会と言ったらいいのか、対策検討会と言ったらいいのか、その辺よくわかりませんが、その辺のセキュリティ関係についてはどんなような協議がされて、今、準備が進められているのか。わかる範囲で結構ですので御説明をいただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） それでは、1点目のわがまち特例の施行日ということですが、公布日ということで先ほど御説明申し上げましたが、4月1日に遡及適用ということで附則に記載してありますが、平成27年の4月1日から新築された高齢者住宅について適用ということになります。

次のマイナンバー制度につきましては、総合政策課が所管していることですので、総合政策課長から説明申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） ただいまのマイナンバー制度の実施に伴うセキュリティ対策についてのお尋ねがございました。総合政策課のほうで情報系システムのセキュリティ対策のほうを所管しておりますので、お答えをさせていただきます。

現在、市のほうは情報系システム、業務系システム、基幹系システム、それぞれのシステムについて、市の情報セキュリティポリシーに基づく運用をしているところでございます。

また、今般の国民年金の個人情報の漏洩につきましては、通常、私どものほうもウイルス対策ソフトを活用して、外部からの侵入には万全を期しているところですが、今回の事案にあっては、ウイルス対策ソフトで防御し切れない新たなウイルスが原因だったというようなことですので、今後、国、県と十分に連絡調整を図りますとともに、内部におきましても、引き続きウイルス対策には十分万全に対応してまいりたいと思っておりますが、特に外部からのメールの取り扱いについては、至急関係課にその対応について指示をさせていただきたいというふうに思っております。

マイナンバー制につきましては、10月から個人番号の付番が始まりまして、本格的には来年の1月から個人番号カードの発行ということになってまいりますので、残された期間も非常に短い期間でございますが、内部でもさらに万全を期してまいりたいと考えてございます。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

8番 洪井由放議員。

○8番（洪井由放） マイナンバー制でございますけれども、法人につきましては、それを大いに広げて利用するというようなことだったかなと思います。個人については、この税金関係と福祉関係ですかね、それで利用して、ほかは利用しないんだというようなことだったのかなというふうに思いますけれども、あと、国や県や市なんかにも番号が一応つくような格好にはなっておりますね。その辺ちょっと確認と、先ほども言いましたように、これを入れることによって特定ができると、ある意味便利になって、税金がしっかりとれるというのが1つと。

事務の手間が省けるというのがどうもあるようなんですね。我が市は、このマイナンバー制度が導入されると、事務の費用が大きく減るのか。ソフトの金は大きく増えて、事務は全然減らないと、出るだけ出るんですねと、こういうふうなことなのか。その辺ちょっとお尋ねをしたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 市民課長の佐藤です。

マイナンバー制度について、市民課のほうの住民基本台帳が基本となっておりますので、そちらの関係で進めている以上、私のほうから御説明をさせていただきます。

今の段階では、まだ国からも詳細な情報がおりにきていないというのが本当のところとして、明日、県の説明会が行われる予定になってはいますが、今の状態では、個人の番号については一人ひとりに付番をする。その番号については、社会保障と税と災害対策についてのみ利用するということが決定しております。

法人につきましては、13桁のまた個人の番号とは別に法人番号というものが振られることになってはいますが、地方公共団体についての番号について振られるという件については、私

どもも今のところ承知はしておりません。番号制度については、個人番号と法人番号ということになっております。

それから、こちらの事業費につきましては、今回、10月から先行しまして、個人番号通知カードというものが発行されるんですが、その後、そのカードの通知と一緒に発送されます個人番号カードの申請書を利用することによって、来年1月から運用になる個人番号カードというものが発行されるわけなんですけど、それらの事務につきましては、個別に地方公共団体が対応していたのでは、事務に大変膨大な費用と事務量がかかってしまうということで、実際にはこの番号制度のために設立されました、地方公共団体情報システム機構というものがあまして、そちらのほうに全て事務は委任することになっておりますので、市町村が特にこれによって膨大なシステムの改修をしたり、事務が発生するというようなことは今のところは想定はされておられません。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 御丁寧に御説明いただきまして、内容は一応わかったんですけども、これを導入すると、来年度、その次の年度とありまして、簡単に言うと、税務課とか市民課でこれを導入したことによって、人を減らすことはできるんですかという話なんですけどね。

国はこれによって、税金はしっかり取るよというようなことで、脱税は逃さないみたいな感じなのかなと思うんですけども、あと福祉の分野ですね、そういうところでこのマイナンバー制度をやれば、税金をいっぱい取れて、地方に配ってくれてというのならいいんですけど、ソフトの構築ばかりお金がかかって、案外、手間がそれほど減らなかったというようなことになるんじゃないのかなというふうな気がするというふうに思っているんですけど、その辺はやってみないとわからないということなんじゃないかな、どうでしょう。

○議長（佐藤昇市） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） 税の関係ということの質問についてお答えしたいと思います。

基本的にこの国民一人ひとりに共通番号をつけることによりまして、税の公平性、公正を保つことができるということのようです。というのは、所得隠しというんですか、そういうのを全ての通帳も含めてですが、全てに個人に番号が振られるということで、全てわかる。一人ひとり裸になるという言い方はちょっと言い過ぎかもしれませんが、全て情報はその番号の中にくくられるということですので、税の公平、公正性からいうと、この番号制度が有効だということでございます。

あと、番号を振ることによりまして、ワンストップといいますか、社会保障関係でいろいろな申請に来たときに、一旦受けとって、それを税務課等に照会するという手間がありますが、

国の説明では、それを所得をそこで確認して、その人が該当するかどうかということのをワンス
トップで対応できるという説明といたしますか、いろいろな説明文書等にはあるようですので、
有効に利用できればというようなことで、市民等に有益になるという内容でございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋谷由放議員。

○8番（渋谷由放） よく私も言っていることが理解できないので申しわけないんですが、
当市としては、市長はよく人材を減らすんだ。一騎当千の人材をしっかりと育ててやるんだとい
うようなことで、職員をどんどんどんどん減らしているというのが現状なのかなと思います。
こういうところも見据えて減らして、どんどん減らせば減らすほど、また弱体化しちゃいまし
てね、職員に負担がかかるというようなことになりましては大変かなというようなこともあり
まして、その辺も踏まえまして、最初のうちはこういうのだって、本当は便利なんだけど、や
るときに結構大変なのかなと、スタートのときはですね。その辺、あまり個人に負担をかけな
いようにやっていただければというふうに思いまして、答弁は結構ですので、しっかり頑張っ
ていただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を
打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○議長（佐藤昇市） まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第5号について、原案のとおり決定することに御異議ござ
いせんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

先の渋井議員の質問に対し、大谷上下水道課長の答弁漏れをここで答弁します。

大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） 報告第2号につきまして、渋井議員のほうから一部質問がありました件につきまして、回答漏れがありましたので回答したいと思います。

今回の舗装工事につきましては、足利銀行周辺の交通量が大変多いものですから、足利銀行周辺の舗装工事につきましては、夜間工事としまして、おおむね概算ですけれども1割増しの工費増になっております。

以上です。

◎日程第8 議案第6号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第8 議案第6号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第6号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法施行例等の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の減額の基準について所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するために、5割軽減及び2割軽減対象となる世帯の所得の基準額を見直すものであります。

詳細につきましては、市民課長より説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） それでは、命によりまして、議案第6号の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、ただいま市長からご説明がございましたとおり、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴うものでございまして、改正内容は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するというものでございます。

それでは、詳細について御説明申し上げますので、議案書、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。国民健康保険税条例第21条は、被保険者の均等割額及び世帯平等割額の減額について定めた規定でございしますが、今回の改正では、同条第1項第2号の5割軽減及び第3号の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の判定基準を引き上げて、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大しようというものです。

具体的には、軽減判定の基準となる被保険者1人当たりの所得金額を5割軽減世帯については、これまでの24万5,000円から26万円に、2割軽減対象世帯については、これまでの45万円から47万円に引き上げるというものです。

なお、この条例は公布の日から施行するものとし、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度以前の年度分については従前の例によるものとしております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 国民健康保険税の条例の一部改正ということでございまして、今、提案理由の中で説明されましたように、国民健康保険税の減額ということで、5割軽減、2割軽減の基準を見直すということですが、低所得者の国民健康保険税の減免の拡大ということでございますけれども、この24万5,000円を26万円に、2項ね、3項の45万円を47万円に基準を引き上げることによって、どのぐらいの世帯が増加する見込みか、もし、計算推計があったらお示しいただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 今回の改正による影響額についてですが、改正前と改正後による国民健康保険税の調定額を比較した場合、改正後の条例を適用した場合、均等割の軽減対象は5割軽減で64人の増、2割軽減で36人が増える見込みです。また、平等割の軽減対象世帯については、5割軽減世帯が33世帯増えて、2割軽減世帯は14世帯増える見込みとなります。

これによる税額の影響ですが、合わせて158万8,000円ほどの減額の対象額が増えるということですね。その分、税収が落ちるということになりますけれども、そのような見込みとなっております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 軽減の対象者数はわかりました。軽減税額もわかりました。それで158万8,000円、この軽減をしなければならぬことになるわけなんですけど、この軽減額に対しての財政負担、財政措置というのは何かあるんでしょうか。

というのは、この後、提案されます介護保険料については、これは額も多いんですが、国と県のほうで合わせて4分の3も負担するということになっているわけなんですけど、今回の健康保険についてのこの軽減に対する財政負担というのは、これは国とか県のほうであるのかどうか。この辺のところをお伺いいたします。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 今回の軽減対象税額に対する国とか県からの支援はあるのかということですが、これらにつきましては、低所得者数や保険料の軽減分に応じて公費で支援される国民健康保険基盤安定繰入金という制度がございます、国や県から約4分の3が支援されるということになりますので、残り4分の1を市が負担することになります。

以上です。

○15番（中山五男） はい、了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第6号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第7号 那須烏山市手数料条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第9 議案第7号 那須烏山市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第7号 那須烏山市手数料条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、那須烏山市手数料条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、鳥獣飼養許可証の交付等の手数料を定めている根拠法である鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改正されたことから、手数料条例中の法律名の改正をするものでございます。

何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） これ、農政課長、前もって質問事項を入れていなくて申しわけなかったんですが、参考のためにお伺いしたいんです。現在、市内に狩猟免許の取得者というのは何人ぐらいいるんでしょうか。これ、わかりますか。

それと、この間のお知らせ版か何かがありましたね。狩猟免許証を取る場合には、一部市が負担しますよというふうなお知らせがあったような記憶があるんですが、実際、そうしますと、今、市内でも免許証取得者が激減をしているというような話を聞いているんですが、実際にはさらに何名ぐらい取得すれば、おおよそ那須烏山市の狩猟免許取得者は大体十分になるのか。この辺のところ、何かおわかりでしたらば、お伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） ただいまの御質問でございますが、資料のほう、ちょっときょうは用意してございません。ちょっと勉強不足でこの場でお答えできません。申しわけありません。（「結構です、後で調べさせてください。結構です」の声あり）

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 私もこの何を言わんとしているのかというのがよく理解できていないので、恥ずかしながら聞くんですけども、多分これはメジロとか何かそういう野鳥を飼うときの免許証の交付なのではないのかなというふうに理解しているわけなんですけれども、まず、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） こちらの狩猟許可でございますが、まず、狩猟許可には該当する鳥獣ですね、狩猟鳥獣の種類ということで鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の中で、鳥類が28種類、獣類が20種類定められております。こちらにつきまして、狩猟の後に飼育する場合に、その免許が必要というような内容でございます。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） そうしますと、この1羽というのはその中の鳥類を指しているということなのでしょうか。ウサギは1羽なんだろうけれども、例えば獣でイノシシだったら1匹、1頭。それはそれでいいんですけども、そして、現在、どのぐらいの申請があるのかなというところ。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） こちらの単位の1羽というのについては、ちょっと申しわけありません。資料がございません。

実績でございますが、こちら、平成14年からこの手数料のほう、かかわっているようでございますが、今のところ、実績はないということでございます。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） よく警察が野鳥を飼っている人を逮捕したなんていうようなニュースが時々入ってまいりますけれども、ゼロという、個人的にはあちこちで見られるかなとは思いますが、ゼロということで了解をいたしました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第7号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第8号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第10 議案第8号 那須烏山市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第8号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するために、関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正に伴い、平成27年4月から公費を投入して低所得者の第1号保険料の軽減強化を行うとされたことを受けまして、国が定める基準に基づき、所得段階が第1段階に該当する第1号被保険者について、その軽減された保険料の額を定めるものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長より説明をさせますので、慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） それでは、命によりまして、ただいま上程となりました議案

第8号 那須烏山市介護保険条例の一部改正につきまして、詳細説明を申し上げます。

本条例は、本年4月10日に介護保険法施行令が改正されたことに伴い、施行令第39条第1項第1号に該当するもの。いわゆる介護保険料の所得段階が第1段階に該当するものでございます、の保険料の額について、基準額に乗じる割合を0.5から0.05減じて得た割合とする改正に沿ったものであります。

本市においては、第1段階の基準額割合が0.5から0.45に軽減され、保険料額が年間3万400円から2万7,300円となり、3,100円の軽減が行われることとなります。所得段階が第1段階に該当する者については、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯非課税の者及び世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者が対象となり、対象者数については、現在のところ、まだ未確定でございますが、6月下旬ころには確定いたしますが、推計では1,363人程度を見込んでおります。

なお、この条例は、この議会において議決後、公布の日から施行することとなりますが、平成27年4月からの介護保険料に対し、遡及して適用するものといたします。

以上、第8号 那須烏山市介護保険条例の一部改正につきまして、詳細説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 2点ほどお伺いをいたします。今回の改正でもって、低所得者層の保険料が422万5,000円ほど軽減されると、前回の市議会議員全員協議会の中で説明を受けております。そうしますと、今回も低所得者層の保険料が軽減されるわけですね。

それで課長、これは御存じのとおり、今、介護保険料の滞納繰越額が629万3,000円ほどありますね。今回の改正でもって、こういった滞納額の縮減につながるのでしょうか。これが1点、お伺いしたいと思います。介護保険の場合は、こういった軽減措置はあったとしても、非課税の対象というのはいないんですよね。そんなことから、これ、1点お伺いをしたいと思います。

次に、現在、後期高齢者医療制度は、既にこの県全体として県に運営を移管してありますね。国民健康保険会計についても3年後には運営を県に移管をするという方針が決まっております。そこで、この介護保険の運営についても、県一本の運営にするという、こういった動きは現在のところ、全くないのでしょうか。

以上、2点についてお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） それでは、1点目の保険料を引き下げたことによります保険料の滞納の仕組みということですので、賦課徴収を担当しています税務課でお答えしたいと思います。

今回の軽減対象につきましては、先ほど健康福祉課長から説明がありましたように、所得が第1段階に該当する低所得者、ほとんどの方が老齢福祉年金受給者の方ですので、もともと介護保険料は年金から差し引かれます特別徴収といたしますが、年金から差し引かれていますので、この権限強化によります、この改正によります保険料の徴収、滞納等については影響がないものと考えております。

○議長（佐藤昇市） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） 2点目の御質問でございます。保険者としての介護保険を県のほうに一本化できないか。そういった動きはあるかという御質問かと思えます。

先ほど議員のほうからありましたように、国民健康保険については3年後の話がございます。また、後期高齢者についてはもう既に広域連合ということで県で一本化になっておりますが、現段階で介護保険の運営等、こちら、いわゆる保険者を県に一本化するという動きは聞いておりません。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 1点目はわかりました。この介護保険、県に移管する動きは全く出ていないというんですが、介護保険料は那須烏山市は県内でも高いほうの部類に入っております。そういう中で、やはり県一本に移管すれば、那須烏山市の介護保険料も減額されるのではないかと、そのように考えているところであります。ですから、これは市長も市町村長会議等の席上、1つの検討課題として今後、この問題も提案していただければありがたいと思っております。特別答弁は求めません。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第8号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第9号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第11 議案第9号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第9号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布をされ、平成27年4月1日以降、家庭的保育事業等を行う事業所に必要とされる保育士の数の算定について、保健師、または看護師に加え、準看護師についても、そのうち1人に限り、保育士と見直すことができることとされたことに伴いまして、改正後の省令の基準に合わせることをするための所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、こども課長から説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 命によりまして、議案第9号につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、先ほど市長提案理由で申し上げたとおり、家庭的保育事業等を行う事業所に必要とされる保育士の数の算定について、保育士または看護師に加え、準看護師を加えるもので、そのうち1人に限り保育士とみなすことができることと省令が改正されたことに伴い、一部改正するものでございます。

今般の改正の主旨は、保育の現場におきまして保育士が不足している状況にあります。保育士の数の算定の基準を緩和するものでございます。

家庭的保育事業等を行う事業所で一部改正する事業所は、小規模保育A型、小規模保育B型、事業所内保育施設、保育所型事業所内保育施設になります。新旧対照表1ページをごらんいただきたいと思います。

第29条第3項について改正するものでございます。第3項中、下線の「又は看護師」の部分の後に、準看護師を加えまして、「看護師又は準看護師」と改正するものでございます。1ページから2ページにかけてをごらんいただきたいと思います。

第31条第3項、第44条第3項、第47条第3項について、同様の改正をするものでございます。省令の改正によりまして、保育士の数の算定について、所要の改正をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、今、提案理由にありましたように、これまでの基準に加えて準看護師も1人に限り保育士とみなすと。これは説明がありましたように、このような保育所を進めるにあたり、人員不足によって基準を緩和するというところでございます。

1つは、那須烏山市においては、このような家庭的保育事業というのが、先ほど小規模A型、B型、事業所内保育所というような説明がありましたが、既に実施されているのかどうか。今後、それが新たに実施される予定があるのかどうか。その辺の説明をお願いいたします。

さらに、看護師までだったものを準看護師まで枠を広げるということでございますが、やはり扱っているお子さんが非常にまだ未熟というか、本当に乳児も含めて小さい子供たちを扱うわけですので、何かそういう事故やトラブルがあっては困りますので、セキュリティとか基準については、これまで同様に安全第一ということで指導いただきたいなというふうに思うんですが、その辺の対応はどうなっていますか。2つの質問でございます。

○議長（佐藤昇市） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） ただいま御質問いただきました本市にこのような事業所があるかということでお答えしてよろしいでしょうか。

条例で定める家庭的保育事業を運営する個人または法人があるかどうかでございますが、平成27年4月1日現在、本市において家庭的保育事業等としまして、社会福祉法人敬愛会が運営しますにじいろ保育園が該当いたします。にじいろ保育園の事業の種類でございますが、事業所内保育事業の小規模型でありまして、特別養護老人ホーム、てんまりの杜の中にある事業所向けの保育施設でありながら、地域の保育が必要な方の子供を受け入れている施設でございます。

この条例の一部改正の第47条に該当する施設でありまして、にじいろ保育園の保育士の算定にあたり、準看護師が加わることにより事務基準が緩和されることとなります。

その他第29条、第31条、第44条に該当する施設はございませんが、将来的に該当する施設ができた場合に備えて改正するものでございます。

2点目につきましては、真摯に受けとめていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） これ、看護師と準看護師というのは、普通だと基準がかなり違うんですが、市で運営するわけではないので、那須烏山市はたしか料金が準看護師も看護師も同じ料金だったと思うんですね、時給とかそういうのは。普通同じ条件になっちゃうと、また料金が一緒になっちゃうのか。そういうのまでは規定は書いてないみたいなんですけど、いかがなんでしょうか。建前上の役割は違うところがかなりあるので、同じ条件なのかどうか。何かありますか。

○議長（佐藤昇市） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 現在、この条例の改正は、地方から求められている保育士の数が少ないので、準看護師を含めていただきたいということの条例改正でございます。基準につきましては今現在ございませんので、詳細については、今、手持ち資料がございませんので、もし、その基準があった場合には議員のほうにお知らせしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第9号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

これで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

午前中の議題の中で、農政課長のほうからの答弁漏れがありますので、ここで答弁させます。
糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 午前中に審議されました議案第7号 那須烏山市手数料条例の一部改正につきまして、不適切な御説明、それから言葉足らずの説明漏れ等ございました。また、議員の質問にお答えできないところもございました。追加して説明させていただきます。

まず、中山議員のほうから質問がありました猟友会の人数でございますが、南那須地区で23名、そのうち、わなだけという方が5名、猟銃が18名でございます。烏山地区で33名、33名のうちには10名はわなも保有しているということでございます。合計で56名の方が猟友会として登録されております。

さらに、あと何人必要かというような御質問でございましたが、こちらにつきましては、検証等今のところしてございませんので、今後検証して目標人数等を設定できればと思います。よろしく申し上げます。

それから、もう一つございます。洪井議員のほうからありました質問ですね、そもそもの鳥獣関係の手数料につきましては、県の委任事務でございます、元の第19条というところに定義がございまして、先ほどの回答では、狩猟鳥獣のところでその飼育というように申し上げ

ましたが、正確には、それ以外の鳥獣がとれた場合に、そのものを学術研究等の目的で飼育する場合に必要な許可ということでございます。大変失礼しました。

○議長（佐藤昇市） 日程第12 議案第1号 平成27年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について、日程第13 議案第2号 平成27年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、及び日程第14 議案第3号 平成27年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）については、いずれも補正予算に関するものでありますから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 御異議なしと認めます。

◎日程第12 議案第1号 平成27年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）
について

◎日程第13 議案第2号 平成27年度下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

◎日程第14 議案第3号 平成27年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）
について

○議長（佐藤昇市） よって、議案第1号、議案第2号及び議案第3号は一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第3号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 平成27年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、平成27年度一般会計予算の歳入歳出を、それぞれ1億6,402万9,000円増額し、補正後の予算総額を118億5,702万9,000円とするものでございます。

主な内容につきまして御説明を申し上げます。まず、歳出であります。

総務費はふるさと応援基金費として、御寄附をいただいた分の積立金でございます。

財産管理費は、公有地図面作成業務委託に係る予算計上であります。

市有財産管理費は、八ヶ代公民館に敷き砂するための川砂購入費でございます。

市有財産整備費は、国が行う旧烏山法務局解体工事にあわせて実施する旧水道課庁舎及び水

防倉庫等の解体に伴う予算計上でございます。

行政情報化推進費は、社会保障、税番号制度のうち、通知カード、個人番号カード関連事務委任に係る予算計上でございます。

民生費は、地域福祉基金費といたしまして、御寄附をいただいた分の積立金でございます。

臨時福祉給付金事業費は、低所得者への臨時的な給付措置として、市が実施主体となりまして、昨年度に引き続き、給付金の給付を実施するための予算計上であります。

子育て世帯臨時特例給付金事業費は、先ほどの臨時福祉給付金事業と同様に、昨年度に引き続き、子育て世帯への臨時的な給付措置として実施をするためのものであります。

農林水産業費は、畜産振興費として高収益型畜産体制構築のため、志鳥地域畜産クラスター協議会へ補助金交付を行うための予算計上であります。

商工観光費は、まちおこし推進費といたしまして、合併10周年記念事業として山あげ祭及びいかんべ祭に係る予算計上をするものであります。

JR烏山線沿線整備・観光振興対策事業費は、JR烏山駅前の広告掲示欄に観光看板を印刷するものでございます。

山あげ会館運営費につきましては、地下オイルタンク設備の劣化により発生したオイル漏れを緊急に修繕をするものであります。

土木費は、下水道事業特別会計繰出金として、田野倉地内下水道管渠築造工事等に伴う繰出金であります。

消防費は、消防水利施設整備費として、防火水槽設置箇所の排水を改良するための工事の費用であります。

教育費は、教育委員会事務局費として、指導主事の研修参加経費及び子ども見守り隊ボランティアに当初の見込み人数以上に賛同者が得られましたことによる追加経費の予算計上でございます。

適応指導教育費は、レインボーハウスの浄化槽設備が老朽化により故障したために、緊急に工事を行うための費用でございます。

荒川小学校費は、スクールバス運行に係る運転手の賃金等でございます。これは労働者派遣法の成立が現段階で不透明でありますことから、2学期分の予算計上を行うものでございます。

江川小学校費及び境小学校費につきましても、荒川小学校同様、スクールバス運行に係る予算計上でございます。

小学校教育振興費は、4年に一度の教科書改訂に伴う各小学校の教材購入費についての予算計上でございます。

中学校管理費は、4月1日に統合いたしました南那須中学校校旗購入に係る予算計上であり

ます。烏山中学校費は、先ほどの荒川小学校費同様に、スクールバス運行に係る運転手分の予算計上であります。また、スクールバスの運行業務委託の内容を精査し、土曜日実施の部活動バスに係る所要の予算を計上いたしております。

烏山中学校施設整備費は、烏山中学校グラウンドの敷き砂を行うことにより、周辺地域への土ぼこり等の飛散を防止するための工事を行うための費用でございます。

南那須中学校費は、スクールバス運行に係る運転手分の予算計上にあわせて、先ほどの烏山中学校費同様に、土曜日実施の部活動バスに係る予算を計上するものでございます。

つくし幼稚園費は、スクールバス運行に係る運転手分の予算計上であります。

社会教育総務費は、烏山公民館に配置する事務補助員の賃金の予算計上でございます。

次に、歳入でございます。

国庫支出金は、臨時福祉給付・子育て世帯臨時特例給付事業費補助金等でございます。

県支出金は、畜産関係者協議会への畜産競争力強化対策緊急整備事業費補助金であります。

繰入金は、不足財源といたしまして財政調整基金をもって措置をいたしたものでございます。

寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金といたしまして、昭和59年烏山小学校卒業記念実行委員会様から、社会福祉事業費寄附金といたしまして、桜りん会本田實恵子様からであります。それぞれの趣旨に沿いまして予算措置をいたしております。ここに御芳志に対し、深く敬意を表し御報告申し上げる次第でございます。

議案第2号 平成27年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出予算を、それぞれ1,220万6,000円増額をし、補正後の予算総額4億8,830万6,000円とするものでございます。

その内容は、舟戸マンホールポンプ場建設にあたり、施設管理委託料、建設事業補償金を増額、南那須処理区管渠工事に伴う設計業務委託料、管渠築造工事請負費を増額するものであります。なお、財源につきましては、一般会計繰入金をもって措置をいたしております。

議案第3号は、平成27年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、水道事業会計予算の資本的支出を832万7,000円を増額し、補正後の予算総額を3億497万4,000円とするものでございます。

主な内容は、神長地内の主要地方道那須烏山矢板線の改修工事に伴い、老朽化している給水管を布設替える工事費と県道の田野倉交差点改修に係る移転先の住宅造成地付近の配水管の布設工事費用の計上でございます。

以上、議案第1号から議案第3号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重御審議をいただき、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番 洪井由放議員。

○8番（洪井由放） スクールバスについて、先ほどの時間がなくなってしまったものから、本会議において。スクールバスの各社の契約、何社あるかわかりませんが、50万円以上の契約になるものがあるのかどうか。50万円以上であれば随意契約をすることになりますと、当市の契約の規則にございますけれども、1から9までございまして、その中のどれに該当して随意契約をするのか。その辺を説明をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） それでは、私のほうからお答えを申し上げます。

ただいま50万円以上というような契約ということなんですが、契約規則第6条、地方自治法ですと第167条の2第1項第2号ということになります。今回の契約につきましては、契約規則第6条第1項第2号ということで、その中で第2号の記載の中で競争入札に適さないというようなものでの判断で、今回、契約をさせていただきました。なぜ、競争入札に適さないかということですが、実は今回のスクールバスについては、二通りの契約をしてございます。

1つは、通常の登下校バスの契約でございます。こちらにつきましては、実際の運行距離と時間ですね、それに実際のその業者の実働率、そのようなものを掛けて計算されたものということで、登下校はそれで計算されています。ですから、当然実働率は各会社違いますので、競争入札ということで契約をしております。

その他の業務でございます。学校行事等、その1日だけという計算になりますね。部活動バスもそのような形になりますけれども、それにつきましては、基本的には実働率を掛けない。距離と時間だけで計算するというようなことでございます。

今回、部活動バス、その他一般行事等につきましては、距離と時間をもとに積算したものがございまして、これが運輸局のほうから最低と最低限の価格表示ができております。今回、私のほうでは見積もりを取りまして、できれば最低の金額でやれないかということで見積もりを徴取しました。結果として、各業者、基準の表の最低金額ということで契約をしていただくということになりました。最低金額ですので、正直どこの業者も同じ金額になってきます。ということで、競争入札には適さないという判断をしまして、同一業者に随意契約ということで契約をさせていただきました。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 8番 洪井由放議員。

○8番（渋井由放） 今のお話、よく理解をいたしましたというか、今回は土曜日1日限りの契約なんです。それが何回も続くんのだ。こういうような契約のやり方をしたのかなと思うんですけども、毎週土曜日、何回か運行するというところでございますので、私は入札ができるのではないのかなというふうに思います。なぜかという、前回、安くて契約を辞退された業者さんなんかもあるようですから、入札をすれば安くできるという可能性もあるのではないかなというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでございますか。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） その辺は陸運局のほうに確認をしております、基本的にはその部活動バスのようなものにつきましては、1年間を通して、ましてや長期的な契約はできない。それはあくまでも一般的な実働率を掛けない。距離と時間をもとにした算出で行うものだという話を伺っております。ということなので、この基準を守らざるを得ないということで、今回随意契約をさせていただいたものです。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） それでは、今度はスクールバスと土曜日のバス、これを一緒に入札をするというような、入札はできないんですね、もうね。今回についてはですよ。先々そういうことが、ただ、この5年間のもう債務負担行為で契約をしちゃっているんですね。契約しちゃっているものですから、果たしてどうかわかりませんが、そういうふうな新たな考えができるのかどうか。また、そういうことを考えたことがあるのかどうかですね。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） おっしゃるとおり、登下校バスにつきましては単価が違いますので、これは入札ということでは行われますが、部活動バス、行事バス等につきましては、バスの手配等も通常と同じような形で運行もされるということで、これはあわせて入札をするということではなくて、これは別に随意契約をしたいというふうに考えております。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 一般会計の中から何点か質問したいと思います。

8ページ、9ページにかけて集中して質問したいと思います。1つ目は、8ページの市有財産整備費800万円余ですが、旧水道庁舎の解体ということで計上されております。旧法務局も解体を予定していると。そこで水道庁舎も水防施設もあるそうですが、そういうものを含めて更地にするという考え方だと思うんですけども、いつごろ工事をやられて、いつごろまでに整地をされるというような考え方で進めるのかですね。今後の工事経過等について御説明をいただきたいと思います。

次に、その下の行政情報化推進費996万9,000円ということで、マイナンバー制度の

通知の話だということでございますが、これについては先ほども税の関係で質問して、大体その流れはわかったんですけども、このマイナンバー制度そのものの制度をまだよく理解していないんですよね。これについて、今の市のほうで知り得るマイナンバーカード制度の導入に向けてのどのような制度になるのか。

その中で、この10月、来年の1月1日、それ以降ですね、どのような内容にこのマイナンバー制度がなっていくのか。その目的ですね。そういうものもわかるような説明書というんですかね、そういうものをここで説明してくれと言っているわけじゃないですよ。そういう説明書を、少なくとも我々議員あるいは広報等に載せて、市民によくわかるようにしたほうがいいんじゃないのかなというふうに思ったんですが、その周知徹底の仕方ですね。ぜひ我々議員のほうにも、そのマイナンバー制度導入に向けての方策というか説明をして、市議会議員全員協議会等か何かで機会をもって説明をしていただきたいなと思いました。

それと民生費のほうの臨時福祉給付金事業4,267万5,000円、そして子育て世帯臨時特例給付金事業費1,081万4,000円でございますが、これは対象者数ですね、おおむねどのような方が何人ぐらい、何世帯にこれを給付する予定。そして、おそらくはプレミアム付の商品券絡みの販売に合わせてやるのかな。それとも、そうでないというようなことであれば、いつごろからこの申請受付をして、いつごろまでこれを進めるのか。今後のスケジュールについて説明をお願いしたいと思います。

9ページのほうの畜産振興費でございますが、6,582万8,000円と、志島のほうの畜産関係のクラスター整備ということでございますが、これは個人なんですかね、それとも業者のほうなんですかね。その事業内容等について説明をいただければと思います。

その下のまちおこし推進費でございますが、40万円ということでございまして、市制10周年にあわせて山あげといかんべ祭について使うんだということでございますが、その事業内容について説明をお願いしたいと思います。

JR烏山線沿線整備・観光振興対策事業費でございますが、PR看板の設置ということでございますが、これについても具体的にどんなことをやるのか説明をお願いしたいと思います。

最後に山あげ会館運営費40万円でございますが、山あげ会館の関係でオイル漏れが発生していると、その修繕だということなんですけど、これはどのような内容でおおむねいつごろまでに修繕を図るのか、説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 市有財産整備費の旧水道庁舎解体工事の予定でございますが、法務局の解体工事は国のほうで進めるわけなんですけど、こちらについては12月の末までにとい

うような工期で今、入札公告がかかっておりますので、やはりそれにあわせて工事をするのが工事費のある程度の軽減にもなるのではないかなということ、それと一体的にできるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） それでは、行政情報化推進費にかかりまして、マイナンバー制度についての御質問がありましたので、それにお答えしたいと思います。

平塚議員御指摘のとおり、この制度については、まだ十分に周知されているとは言えないと私どもも感じているんですけれども、その詳しい制度についてはここでは答えを要しないということですので省略させていただきますが、周知方法につきましては、まず、一度5月に全世帯に1枚のチラシなんですけれども、個人番号の通知カードと個人番号カードの作成にかかる周知のチラシを入れさせていただいています。もちろんそれだけでは不十分ということで、これから小冊子になるんですが、十何ページかの冊子で、各世帯にこの制度を周知するためのQ&A方式の冊子を考えております。

今、制作に向けて計画中ですので、10月の個人番号カードが通知される前に作成を完了して、各世帯のほうに周知したいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） それでは、8ページでございます。臨時福祉給付金事業費4,267万5,000円の概要についての御質問でございます。スケジュール等はどうかという御質問でございます。

これにつきましては、まず、対象者につきましては昨年度と同様に引き続きの事業でございますが、平成27年度の住民税が課税されていない者がその対象となります。ただし、課税者の扶養ですね、それから、事業専従者で取られているような場合は対象外。それから、生活保護の受給者も除くということになります。

それから、額でございます。今回は6,000円でございます。また、受給者の見込みでございますが、予算上、約6,000名がその対象となるのではないかなということ、現在考えております。

また、こちらの申請受付等については、現在、考えているところでは9月1日から12月1日までということで受付期間を3カ月間ということで、集中的に受付をやる予定で考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 平塚議員の質問にお答えいたします。

子育て世帯臨時特例給付事業としての質問でございまして、対象者がどのぐらいか。また、事業の内容、今後のスケジュールということでよろしいでしょうか。

一般会計の9ページの第3款民生費の1目児童福祉費でございます。今回、対象となるのは児童手当対象者のゼロ歳から14歳の中学生までとなっております。約3,000人を見込んでおまして、単価1人当たり3,000円で計900万円を計上させていただきました。

事業の中身につきましては給付金が主でありまして、ほかについては事務費でございます。

今後のスケジュールでございますが、6月14日から11月1日の受付を予定しております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 畜産業費の畜産振興費についてお答えいたします。

まず、こちらの事業の概要でございますが、畜産競争力強化対策緊急事業費ということで、畜産農家を初め地域に存在する各関係者が、有機的に連携、結集した高収益型畜産体制、畜産農家の構築のために新たな取り組みの実証や地域の中心的な経営体の収益の向上、畜産環境問題への対応に必要な機械のリース及び施設の整備を行うということでございます。

対象者は志鳥地域畜産クラスター協議会ということで、その協議会のメンバーといたしましては、地元の畜産会社、それから、飼料の関係する会社、薬品の会社、電気工事店等、そのほかに地元の農業者が3名入っております。その3名はいずれも認定農業者でございます。

この事業につきまして助成の対象条件がございまして、この畜産クラスター協議会を立ち上げて畜産クラスター計画を作成し、市町村長を経由して知事に申請して、知事の認定をもらった上での取り組みでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 7番の商工費について説明させていただきます。

まず、説明欄にあります、まちおこし推進費でございますが、先ほど市長のほうから説明がありましたように、10周年記念事業ということでございます。10周年記念事業については、全体的な事業については当初で計画されておりますが、毎年行っているイベント等については、冠をつけてPR、推進する、お祝いしようということでございまして、その中で山あげ祭といかんべ祭については、筆頭者、当番町の方とお話しして、10周年の年間の事業はもう決まっていますが、当番町として何かできないかなという御相談、御協議をしたところ、ことしは中身について、演台の中で新たなもの、いつも当番町の今回の元田町は2つの演台をもってやっ

ている、蛇姫様と将門をやっているわけですが、もう一つ演台として追加できるものがあるということで、乗り合い舟というのできるという話になりまして、乗り合い舟というのは七福神のお話でございまして、そういうことであれば、JR烏山線が七福神列車、そして、いかんべ祭にも七福神パレードとかありますので、そういうのを全体としてやっていただければということに決めさせていただきまして、その特別な費用がかかるということで需用費として総務費的なものを出すということ。

そして、いかんべ祭につきましては、これも冠で第38回ということでやっていただきますが、冠をつけるにあたって、ステージに脇方に合併10周年記念とかいう言葉を入れてもらうにあたっては、ことし限りでございまして、それを消耗品的に買って今年度だけつくっていただくための費用ということで、その費用を計上させていただいたところでございます。

JR烏山線沿線整備・観光振興対策事業費20万円につきましては、委託料でございまして、JR烏山駅前、駅を降りたところにそば屋がありますね。そば屋の上に看板があります。あれはJR関東バスが企業等の看板を有料で設置しているところでございますが、今、5面あるうち3面は企業等が入ってPRが入っていますが、2つは2年前にアキュムのときに急遽空いているところに布でつくった簡易なものを張っていただいておりますし、一番北側に民間の看板があって、もうやめた事業所の看板があるわけございまして、そのことについて協議した結果、その看板3つについて、無償でいいから何か市のほうで考えてはもらえないかという話をされたところでもございまして、その結果、無償であれば、烏山駅前の看板ということで、そこに看板を3枚設置するための委託料20万円でございます。

その下、山あげ会館の運営費40万円につきましては、需用費ということでございまして、2年前、山あげ会館のオイルタンクが故障により、会館の地上に新しいタンクをつくったわけですが、その下にある地下のタンクがそのまま置いてあって、そのときの話では後で山あげ会館を修繕するときに一緒に整備しようということでそのままにしておいたところですが、オイル漏れが発生してしまいましたので、緊急に予算が通りましたらあそこの中身を清掃し、砂利を埋めて平らにしたいということでの修繕費需用費40万円でございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 先ほど子育て世帯臨時特例給付金のスケジュールのところ6月14日から11月1日というふうに聞こえたかと思いますが、6月14日から10月1日まででございますので、訂正させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 市有財産整備費のほうの水道庁舎解体でございますが、法務局にあわせて12月末ごろまでには解体をしたいと。これは那須南病院の駐車場拡張と絡んでおりまして、極めて重要な前進であろうと、このように考えております。ぜひスケジュールどおり進めていただきたいなと思います。法務局のほうはそういうことで、市のほうに払い下げられるという見通しが立ったという理解でいいのかどうか。ちょっとその辺、確認しておきたいと思えます。

それで、問題は、前の構想では、那須南病院から県道、烏山高校のほうへ行く北西と言ったらいのか北と言ったらいのか、城山の手前でございまして、の農地を取得をして、あそこら辺一帯整備して進めるということだったんですけれども、なかなか地権者関係との折り合いがうまくいかないということで、この法務局のほうにそれは振ったんだと思えます。

ただ、その際に、当然その農地を駐車場として取得をして、その城山のほうから来る水路の防水対策と言ったらいのか、何と言うかね、その対策事業と、そして、その県道もあわせて改修をすると。烏山高校生の通学路にもなっておりますので、あそこを一帯として改修をするという予定だったかに思うんですが、その駐車場として当面は使わないということでございすが。

その県道改修のほうは、やはり烏山高校の生徒さんの通学の安全を確保するためにも、あるいはあその県道を利用している一般住民のためにも、そして、今後、烏山城の600年祭と言ったらいのか、何と言ったらいのかわかりませんが、烏山城のあの辺を観光あるいは歴史の探索の資源の一環として、県道を整備したほうがいいかなというふうに私は考えておりますが、その辺ですね、県土木のほうと十分協議をして、那須南病院の駐車場としての構想はなくなったかもしれませんが、県道の整備だけは、これは優先して進めていただきたいと思うんですが、これについての御答弁をお願いします。

次に、行政情報関係でございますが、ぜひ市民のほうに周知徹底を図っていただきたいと思うんですが、あわせて先ほど質問したのは、議会のほうにも市議会議員全員協議会か何か機会を設けて、資料を出して、そのマイナンバー制度の仕組みそのものを十分理解できるような機会をつくっていただきたい。これについても御回答をお願いしたいと思います。

次に、志鳥の畜産クラスターでございますが、会社と認定農業者が3人加わった協議会だということなんですが、私もよくわかりませんが、会社関係だと思われるんですが、非常に天気の悪い日なんかは特にね、その畜産関係の異臭があつた辺一帯すごいですね。

それで、同じような同様なものが興野地区の会社でもやられておりました。これは那珂川の西側とかあるいは旧町内のほうにもおつたんですが、最近におわらないんですね。相当においが抑えられました。これはその業者と地元との話し合いをして、で、そういうにおいをな

るべく出さないような飼料を供給するということと、あるいは、あれ、攪拌するときにごくにおうんですね。その攪拌の時期は夜中にやるということで折り合いがついて、最近はかなり、相当においが抑えされていると私も思います。

そういうことが、この志鳥の業者さんのほうにお話をして、なるべく地元の皆さんに迷惑をかけないような形で、その異臭問題を解決してもらえればなというふうに思うんですが、このような多額の補助金ももらうような事業所でございますので、公共性はかなり高いと思いますので、その地元としても、業者のほうとしても、何らかの対策をとるということで指導できないかどうか。ちょっとお示しをいただきたいと思います。

最後に、オイル漏れの修繕なんですけど、これはいつまでに完了するという事なんですか。そのことだけお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず、法務局跡地の土地の件でございますが、当初は市で買い受けるということで話を進めておりましたが、関東財務事務所との協議の中で、その売り払う相手方は、直接に使用する団体でなければ、要するに市が借りた場合は広域行政事務組合へのまた貸しになってしまいますので、市には売り払いはできませんということで回答を受けまして、南那須地区広域行政事務組合のほうで買い取りをするというようなことで、広域のほうの幹事会等にも私のほうから提案をしまして、そのような対応をお願いしているところでございます。

それと、北側の当初、駐車場敷地として用地交渉等を進めてきた1段下がっている遊休農地でございますが、これにつきましては、過日、屋敷自治会からもやはり県道拡幅と、また、排水処理の関係と、それらの要望書が提出されました。これらについても、烏山高校の通学路として非常に歩道が狭くて、その現場のところで交通事故も発生したという報告も受けておりますので、これらについては、また病院とは関連性が若干出てくるかと思いますが、事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 先ほどお話のありました議員向けの番号制度につきまして説明会につきましては、資料等が整い次第、早目に皆さんに説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 議員がおっしゃいました悪臭等の関係でございますが、これから梅雨の時期に入りまして、また、顕著になってくる可能性もあると思っております。今までもそう

でしたが、県の担当者と市のほうとももちろん業者のほうと、情報交換をしながら適切に対応していきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 山あげ会館のオイル漏れの修繕について予定では2週間ということでなっていますので、予算がつかましたら、もう既に準備しておりますので、6月いっぱいには終わると予想されております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） 元水道局跡地を更地にすると聞いているんですけど、そこって、もしかすると屋敷町の自治会館として活用していた時期があると思うんですけど、今はどうなっているのでしょうか。その後、もしも今までも使っていたなら、どこか移転先か何かは決まっているのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） この旧水道庁舎周辺につきましては、屋敷自治会の自治会公民館として、またお祭り道具の関係の資材置き場として、それと、市の関係では水防倉庫として、また、都市建設課の資材置き場、また、商工観光課のお祭り関係、観光行事の道具等の収納庫、そのような利用がされております。

屋敷自治会につきましては、今、細かい点での全体的な工事の内容等については御理解はいただいたんですが、解体するというので、それらにかわる場所とかそれらについては今、私のほうでもいろいろ候補地をあたりまして提示をさせていただいて、協議をさせていただく。そのような今、流れで進めております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） まだ決まっていらないんですね。お祭り前には決まらなないと、きっと屋敷町さんも大変だと思うので、早急にいろいろ考えてあげたら、お願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） それらにつきましては、お祭りの道具関係等については、ある程度市に旧烏山消防署の周辺の駐車場というか、今現在利用しているところを使用させていただきたいというようなことで提案をさせていただいております。また、屋敷自治会の会合等については、烏山公民館等で年に五、六回ということで、公民館での当面はやむを得ないということでお話をいただいております。

また、そのほかですね、敬老会とかそういういろいろな会合等も開催していますので、それ

らの会合等について対応できるような場所を、私のほうでもちょっといろいろ何か所かあっている状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 学校管理費の烏山中学校施設整備費260万円でございます。敷き砂をするんだということではありますが、敷き砂は当然だと思います。ただし、昨年ですか、グラウンド排水をやられたと思います。その際のグラウンド排水、どういう構造でどういうふうな材料を使うんだかはわかりませんが、御存じのように土曜日に体育祭がございました。物すごいほこりでした。お昼時間、お昼広げても食べていけないほどのすごいほこりでした。土や砂じゃなしに、火山灰なんですよ。黒ぼくの火山灰。これが表面にぼさぼさ積もっている状態でありました。排水工事やってからあんなっちゃったんじゃないかなと思うんですけども、排水工事のこの構造的なものとか、土台はどんな内容で発注され、どんな工事をされたのか。そこに原因があるんじゃないかと思うんですけども、その辺御説明いただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 私のほうから説明させていただきます。前回の工事につきましては、暗渠排水、もともと中学校、暗渠排水入っておりまして、その上に碎石が載って、その上にフィルター材ということで水だけが通るような状況になって、その上に土、砂等の舗装がされておりました。

前回の工事の中では、その暗渠排水が目詰まりしているだろうというようなことで、もう一度碎石のところまで掘りまして、碎石を掘りまして、その上、もう一度排水、暗渠排水はそのまま、ただ、その上の碎石等はある程度入れ直しをした。それと、校庭の高低差が結構ありましたので、ある程度校庭の勾配をとりまして、表面の水はけをよくするような状況にした。

おっしゃられている土ぼこりがという話につきましては、実はあそこ、表面に10センチのクレー舗装工事というのをやっております。これは、6対4ですかね、6が土、4が砂ということで混ぜて上に敷きまして転圧をする。さらにその上に化粧砂ということでちょっと白っぽいような砂をまいて、最後に塩化材ということで表面を固める方法をとったわけです。

一般的に球技等についてはそういった方法でやっているということで、一般的な状況で工事のほうはやらさせていただいけなんですが、去年あたりから、ちょっとその土ぼこりの状態が大変ひどいというようなことを聞きました。ということで、今回、260万円ということでその土ぼこり対策ということで、上に砂を敷いて転圧をしたいというふうに考えております。

ただ、砂のほうも一気に入れちゃいますと、柔らかくなり過ぎちゃって今度走りづらいとい

う状況もありますので、今回は2回に分けて工事をやろうというようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 構造的なことは専門家ではありませんからわかりませんが、現在、行ってみると、本当に表面は黒ぼくの火山灰一層という感じがしました。子供たちはあの暑さの中ですから汗だくですよ。で、あの物すごいほこりですから、本当にほこりだらけじゃなしに泥だらけになった感じで各家庭に帰られたと思います。もう本当に、鼻も詰まる、体も、ソックスなんか見たらばどうしようもないほどのひどい状態でありました。

なぜあのように、今、6対4と言われましたけれども、黒ぼくの土をあんなに使わなきゃならないのか。赤土みたいのが混ざった鹿沼土に近いような土と砂というのならばわかりますけれども、火山灰です、本当に。畑でも最も酸性の強くて悪い土なんですけれども、なぜあんな、そういった土台の例えば土、ろくろ土のほうは黒い土だとか赤い土だとかという、そういう決まりはなかったんでしょうか。本当にひどかったです。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 土については、一応購入土という形での工事をさせていただいたんですが、赤土はですね、実は赤土でやっちゃいますと、本当に固まっちゃいまして、暗渠が全然きかない状態になってしまいます。ですから、基本的には水の通りやすいものということで、砂等を土に混ぜるという方法が一番適切な状況かなというふうには感じております。

ただ、今回、現場の状況を見ましたところ、やはりちょっと砂が足りなかったのかなという状況が目につきましたので、今回、260万円ということで砂のほうを計上させていただいております。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） おおむねわかりました。本当にあのひどい状態でありましたので戸祭小学校のほうでは竜巻の写真まで載っていましたが、竜巻はほとんどなかったです。東から西に来る風がありました、当日、烏山中はね。西側におられる人たちは、本当に逃げ出すような状況でありました。排水工事終わってしばらくの間は、子供たちに聞きますと、筋状に排水やったわけでありまして、その筋状のあとは柔らかくて、走っていると危ない。グラウンドが固い部分、柔らかい部分があったということではありますが、十分注意してやらないと子供たちの事故にもつながるし、今回のようなほこりがほこりで済まないような状況でありましたから、注意が必要ではないかなと思います。

あと2回に分けてと言われましたが、敷き砂の話ね。260万円の中で2回をやるのか。また、再度260万円程度のものが補正として出されるのか。それだけ確認させていただきたい

と思います。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 2回分ということです。学校のほうと相談しなければならないのですが、1回目はできれば早めに入りたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） まず、市長に1点申し上げたいと思います。今回のスクールバス運行に関しまして、住民サービスのあり方について市長の考えを伺いたいと思っております。市長、住民は市内のどこに住んでいても税金というのは公平に負担をしているわけでありませぬ。しかし、その税金でつくる公共施設、これは市の中心地につくられることがまず常道です。市役所も中心です。学校もそうです。図書館もそうです。まち外れになんかつくるはずがありません。つくるとすれば迷惑施設ぐらいですよ。

すると、中心地に住む住民は便利で恩恵を受けることがあっても、遠く離れた地区に住む住民というのは、公共施設を利用するにはそれなりの負担が必要であります。今回のスクールバス運行の問題でも、学校に近い生徒、例えばこの南那須中学校の場合、この大金近辺の子供たちは歩いて通えるわけなんです、遠距離からの通学になりますと相当これは精神的な負担もかかる、ややもすると、事件、事故にも巻き込まれる、そのような心配もあるわけでありませぬ。

そこで、公平に税金を負担している住民に対し、市はいかにして公平な住民サービスを提供すべきか。極めてこれは難しい課題かと存じますが、今回のスクールバスの運行も含めまして、これでこのスクールバスの運行も問題ないのか。これも市長の考えを1点お伺いしたいと思います。

補正予算の、これは同僚議員がもう既に質問をした中でありますが、ちょっと聞き足りない部分があったものですからお伺いをしたいと思います。まず、8ページの第2款第1項第7目、旧水道庁舎の解体工事、今回予算を計上してあります。先ほどの答弁で大体わかったんですが、そうしますと、この法務局の敷地も解体になった後、那須南病院の敷地としていつごろから利用できるのか。具体的にどのような利用をするのか。このことについてお伺いをしたいと思います。

次に、第2款第1項8目で、これももう既に質問のあったところですが、行政情報化推進事業であります。これは当初でも2,800万円ほどとっております。ですから、もう既に委託先や委託方法が決定しているかと思いますが、改めて委託先、どこへ委託したのか。委託方法はどんな方法でやったのか。安全なのかどうか。そのことについてお伺いをしたいと思います。

それに、第3款第1項1目ですね、臨時福祉事業費ですね。これは先ほど聞きますと、1人当たりわずか4,000円ですね。これ、どんな方法で支給するんですか。本人の口座に振り込みなのか、それとも、申請書を持って窓口まで来なければならないのか。それにあわせて、この9ページの第3款第2項1目子育て世帯の臨時給付金、これも先ほどの担当課長の答弁によりますと、支給額はわずか3,000円ですね。これもどのような方法で支給するのか。わずか3,000円ぐらいの支給を受けて、これが果たして子育てのために役立つのかどうか、私らも極めて疑問を持っているわけなんですけど、このことについてお伺いをいたします。

次に、第6款第1項4目、これも農政課長の答弁がありました。それで、これは総事業費が幾らなのか。補助率が何%なのか。これをお伺いをしたいと思います。そして、これは市の負担がないようですね。これは実は、当初予算でも畜産の担い手育成総合整備事業というのが、これはもう既に3,000万円ほど計上してありますね。このときも市の負担がないということだったものですから、やはり畜産事業育成のためには、ある程度の負担が必要ではないかということで、私が質問したことに対して、今後検討しますというそのような答弁をいただいております。それらも含めまして、この補助事業についてお伺いをしたいと思います。

次に、10ページの第8款第4項2目、ここに下水道事業会計の繰出金1,220万6,000円ありますね。これは下水道会計の予算書を見ますと、この1,220万6,000円で工事費から事務費まで一切賄うことなんですけど、なぜ、これは全額、一般会計が負担することになったのか。このことについてお伺いをいたします。

次に、水道事業の会計の2ページに、工事費が832万7,000円載っておりますね。これ、この際ですね、なぜ追加でこの事業を実施するのか。そのことについてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 議員御指摘の公平、公正感を持った市政運営というのは当然でもありますし、今後もこういった公平、公正感を持った市政運営に信条として徹していきたいと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

なお、スクールバス等の運行につきましては、この統合を機に、子供たちの登下校の安全を第一優先に考えまして検討した結果でございます。そのようなところから、この距離枠もおおむね2キロ、4キロ枠に狭めてもらいました。そのような拡充策、さらに子ども見守り隊もあわせて設置をさせていただきましたので、万全という言葉はなかなか使えないかもしれませんが、さらに従来よりは安全度がかなり高まったかなと思っておりますので、御協力いただいた皆さんに感謝するとともに、そのような御理解いただきました議員各位にも感謝申し上げます。

答えとさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 市有財産整備費で旧水道庁舎の解体、あわせて駐車場整備についてでございますが、この市有地とまた法務局跡地、合わせますと約1,700平米ほどございます。60台分の駐車場スペースが確保できるのではないかなということで試算はしております。

法務局の跡地の取得でございますが、解体をした後、鑑定評価等をかけて、財務事務所のほうで最短での売り払いの時期というのが平成28年度の前半、頭というようなことで提示をされております。今現在は、その予定どおりの状況で進んでおりますので、平成28年度中には駐車場の造成工事については広域行政事務組合のほうで事業実施になりますが、平成28年度に造成工事を行い、駐車場として活用できるように、またスペース等については60台分の駐車スペースを考えています。そのような状況でございます。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） それでは、第2款第1項10目の情報政策推進費についてお答えいたします。

こちら、今回計上いたしました996万9,000円につきましては、ことしの10月から開始されます一人ひとりに付される個人番号の通知カードの発送業務と、それから、来年1月から運用される個人番号カードの発行に係る事務について、午前中にもちょっとお話しさせていただきましたけれども、この個人番号制度のために設立されました地方公共団体情報システム機構に事務委任するための事業費でございます。

この事務については、全てこちらの機構のほうに委任するということで、財源につきましては全額国庫補助の対象になっておりますので、国からいただいたお金をそのまま機構のほうに交付金として出すというような形になっております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） 先ほどお尋ねの臨時福祉給付金の件でございます。こちらにつきましては、これまで申し上げましたように、受付期間に申請をいただきまして、その内容を確認して、それぞれに振り込みで対応するという事務的な流れになります。

この臨時福祉給金につきましては、平成26年4月に消費税が5%から8%に引き上げたことに伴って、所得が一定以下の方にこちらの消費税の影響を考えまして、国のほうが暫定的かつ臨時的な措置として対応するものということで、消費税が上がることによって負担が大変だろうということで給付されるものでございまして、1人当たり6,000円ということでござ

います。そういうこと背景がございますので御理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。支給方法は申請を受けまして振り込みで支給をいたします。

○議長（佐藤昇市） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 子育て世帯臨時特例給付金の支払い方法等でございますが、まず、対象者でございますが、児童手当を受給する方が対象になりまして、ゼロ歳から14歳の中学3年生までが対象になりまして、先ほどの議員の質問にお答えしましたが、本市で3,000人を見込んでおります。

児童手当は6月に現況届けを行う必要がありまして、その際に、子育て世帯臨時特例給付金の申請をしていただくということにしております。対象者にあつては、今後すぐ、間もなくでございますが、支給対象者宛てに通知する予定でございます。

ほか公務員等の方もいらっしゃいますので、そういった方についてはお知らせ版、ホームページ等を利用して広報してまいりたいと思ひます。前年は1万円でしたが、今回は3,000円ということでございますが、それは先ほど健康福祉課長が答えたとおりでございまして、本年度は低所得者を主と考えておる制度でございまして、昨年は臨時福祉給付金との併給調整がありましたが、本年度は併給調整をしないということでございますので、どちらも受給できるということでございます。

支給方法につきましては、全員口座振替を予定しております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 私のほうからは、第6款第1項4目畜産振興費のほうの御質問にお答えいたします。

まず、総事業費及び補助率でございますが、総事業費は1億8,923万7,560円で、補助率でございますが、2分の1以内という定額補助でございまして、4月23日の日付で内報が来ております金額が、こちらの補助額の6,582万7,500円となっております。

市の負担でございますが、議員がおっしゃいました当初予算のほうでは、同じ畜産振興費の中で畜産担い手育成総合整備事業費補助金ということで、3,000万円余の当初予算を組んでございます。その市の負担の必要性ということでございますが、大変申しわけありません。こちら、年度末から出た話でございまして、市の上乗せ補助についてはまず義務はありませんが、検討のところ、まだ詰めてはございません。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、下水道事業会計への繰出金につきまして、一般会計からの繰り出しでございますので、私のほうから御説明をさせていただきます。

地方公営企業、下水道事業等に対する繰出金の基準でございますが、こちらにつきましては、総務副大臣からの通知に基づき繰り出しを実施しているところでございます。下水道事業に対しましては、事業に要する資本費、建設改良等の資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額を繰り出すというような定めがございます。

今回の補正の内容でございますが、舟戸マンホールポンプ場の電柱等移転補償費、それから、南那須処理区の田野倉地内の民間宅地造成に伴う管渠の築造工事でございますが、これらについてはいずれも補助対象とならない単独事業費でございます。年度当初ということもありまして、まだ、下水道事業の繰越金も確定しておりませんし、使用料等の財源等につきましても確定をしておりませんので、所要経費については一般会計からの繰出金で全額措置をさせていただいたところでございます。

なお、その後、繰越金、使用料等の確定によりまして、繰出金のほうの金額については精査をさせていただくというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） 続きます、水道事業会計の工事費関係の説明でございます。

まず、1つ目は、現在実施中であります県道烏山矢板線の神長地内の道路改修工事に伴いまして、特にこの地区が漏水が多いものですから、漏水の多い老朽化した給水管を急遽敷設替えるものでございます。

もう一つは、田野倉地内のJRガード付近の県道改修事業に伴いまして、移転先である住宅地団地への市の配水管設置要望に係る事務取扱要綱に基づく配水管の設置要望があり、これが3月にありまして、急遽やはりこちらにつきましても配水管を整備するものでございますが、ここにつきましては、かつて以前に市道へ配水管を埋設する計画がありましたが、市の道路工事のほうが中途になっておりまして、水道の工事のほうも中途のままになっておりました。今回を機会に県道のほうまで水道管を延ばして接続するための費用でございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 一通り全部答弁はいただきました。市長に1点だけ申し上げますが、先ほどのスクールバスの件ですね、なぜこれほど私、この公平な住民サービスについて考えたかということ、前回の市議会議員全員協議会の際に、担当課のほうから、このスクールバスの運行についての経費、一覧表にしたのをいただきました。

これによりますと、運行経費、これは部活バスの費用も含めまして9,744万3,000円

ですね。それに市営バスで通学している子供、JRを利用して通学している子供、このための費用が当初予算で882万8,000円計上してありますね。

そうしますと、子供たちのこの通学のために、市は1億527万1,000円もの費用を負担することになるんですよ。この1億500万円を利用して子供たち922人で割りますと、1人当たり何と年間11万4,000円です。およそ1カ月1万円も、この通学のために市が負担をすることになるんですが、1万円も負担するのなら何かもっと別な方法がないものかなと私、考えたわけです。

それで、果たしてこれが住民に対しての公平な負担なのかなと疑問を持ったものですから、今回、市長に答弁をいただいたところでありまして。先ほどの市長の答弁でもって大方納得はいたしました。これからも全てのこういった工事といいますか、この事業については公正、公平に執行されるよう要望したいと思います。

次に1点、予算の中で伺いをします。これは上下水道担当課長、この水道事業会計の補正予算832万7,000円の件なんですけど、これである程度漏水が改善されるということですね。これ、課長、御承知のとおり、6月1日から7日間は、この間のお知らせ版にも出ていましたが、水道週間ですね。今、水道週間ですよ。その中では水の大切さ、節水を訴えているわけですよ。

本市の有収水率、決算書では68%ですよ。県下最下位です。今年度中にこの有収率というのは何%ぐらいに改善されるんでしょうか。これ、1点伺います。

○議長（佐藤昇市） 大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） ただいま平成26年度の会計につきまして決算作業を行っているところでございます。後日ですね、申しわけありませんけれども、その結果が出次第、報告したいと思います。

○15番（中山五男） 全て了解いたしました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第1号、議案第2号及び議案第3号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第1号 平成27年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第2号 平成27年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第3号 平成27年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第15 議案第11号 江川小学校改修工事（建築工事）請負契約の締結について

○議長（佐藤昇市） 日程第15 議案第11号 江川小学校改修工事（建築工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第11号 江川小学校改修工事（建築工事）請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、江川小学校改修工事の建築工事について、入札の結果、荒井・荒川特定建設工事共同企業体との間に工事請負仮契約書を締結しましたので、那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

江川小学校は平成28年4月に、旧下江川中学校に移転をするために、校舎及び体育館の大規模改修を行う予定でございます。工事につきましては、3つの工事に分割発注をし、建築工事が荒井・荒川特定建設工事共同企業体、電気設備工事が株式会社那須電気、機械設備工事が有限会社佐藤設備興業がそれぞれ落札をいたしました。

このうち建築工事につきましては2億2,140万円となることから、今回提案するものでありまして、そのほかの電気設備工事及び機械設備工事は、予定価格が那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に該当しておりません。

慎重審議の上、可決、御決定をくださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 江川小学校の改修工事ということでございますが、これは下江川中学校の改修、そして江川小学校にすると、こういう工事だというふうに考えます。

それで、内容についてはここに書かれているとおりでございますが、このほかに、この入札にはどのような業者が参加をされて、何回で決定したのか。それぞれの落札価格ですね。それをお示しいただきたいなと思います。

さらに、電気工事あるいは機械設備ですね、これについても同様にどんな入札状況であったのか、御説明をお願いしたいと思います。

最終的にはおおむねいつまでに完成する工期なのか。それについても説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 江川小学校改修工事（建築工事）につきましては、5月18日に条件付一般競争入札ということで入札を執行いたしました。これにつきましては、5の特定建設共同企業体が参加をしております。1回の入札でただいま締結の出しました税抜き金額で落札をされております。なお、電気工事等その他の工事関係につきましては、議会最終日に毎

回、これまでの入札状況調書の一覧表は出したいと思いますので、そのときで御容赦をお願いしたいと思います。

なお、入札公告による工期については、平成28年1月29日限り、そのようなことで入札を行っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 機械、電気はそういうことで結構ですが、この本体工事のほうについては、その5社についてはどのような内容で、それぞれ入札金額は幾らだったのか、説明いただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 入札金額の順番で報告をさせていただきます。税抜きでございます。2番目の業者が関谷・山田特定建設工事共同事業体で2億655万円でございます。3番目の業者が平野・日光特定建設工事共同事業体で2億695万円です。4番目が佐藤・渡辺特定建設工事共同企業体で2億700万円でございます。5番目の業者が鈴木・中山特定建設工事共同企業体で2億750万円。

以上です。

○18番（平塚英教） 了解。

○議長（佐藤昇市） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） この江川小学校の中に体育館も入っているって先ほど言っていました。が、また、寸法だけを直すだけでしょうか。かつて私が、どうせ直すなら、あれだけ広い下江川中学校の体育館をアリーナ席を設けたような体育館の設備にできないか。宇都宮とか栃木県にはプロのバスケットボールチームがあるので、そういうのを年に1回ぐらい誘致できる体育館をつくれないうのかなという案を出したんですが、全く反映されているような気がしないんですが、いかがなのでしょう。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 私のほうからお答えを申し上げます。

江川小学校の体育館につきましては、大規模改修ということで屋根の工事ですね、防水、それと塗装工事、もちろん壁、外壁も行います。あと内部につきましても、トイレ改修、それと内部の壁等、また、正面の舞台がありますので、そのの緞帳も今回江川小学校ということで新しいものにかかります。

それと床面なんです。床面につきましても、現在は中学生のサイズで書いてあるものがほとんどでありますので、それは小学校、ミニバスケット等を使っておりますので、ミニバスケ

ットができるものにラインの引きかえということなので、アリーナ部分を全部削りましてそのようなことにさせていただくものでございます。

また、観客席というか、そういったものという話は前回お伺いしたわけなんですけど、ただ、夜間開放施設ということでバレーボールとかいろいろなものに貸したりもしているということで、現在のところは観客席までは計上された形での入札にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） せっかくお金を使って直すなら、そういう時期にやっぱり新しく直せるものを直す。例えば可動式でも構いませんが、そういうことを検討していただけると、後々使いやすいものになっていくのではないかなと思うのと、先ほど緞帳を新しくすると言いましたよね。かなり下江川中学校のステージは横幅が広いので、かなり大きな緞帳になってしまうと思うんですよ。

でしたら、サイドの南北にある控え室みたいなところをちょっと逆に広くして、ステージの横幅を狭くして、緞帳も、緞帳、本当に1メートル幾らで高くなると思うので、そういう考え方もあってもいいのかなと思うんですけど、いかがでしょう。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 観客席のほうにつきましては、今のところまだちょっとそこまでの計画はないということで、ただ、確かにステージでございまして、大変広い状況になっております。ということで、今回、両側詰めまして、緞帳の幅を短くするようなものは最初から計画に載せてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 11番高德正治議員。

○11番（高德正治） ただいまの請負金額なんですけど、落札率はどのぐらいになっているか、お伺いをいたします。

また、旧江川小学校の跡地を、これからどのようなスケジュールでもっていくか、その辺もお伺いいたします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 落札率につきましては98.50%です。現在の江川小学校跡地等につきましては、ほかの議員の一般質問等でも入っておりますので、そのときでお願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 2点ほどお伺いをいたします。

近年、建築資材の高騰が報道されております。それで、今回の江川小学校の改修工事についても相当高上がりになったのではないかと考えております。通常の価格からしまして、今回の工事費というのはおよそどのぐらいの影響があったか。もし、試算ができれば、これについて1点お伺いします。

もう1点、これは岩附課長、追加で質問したいんですが、この予算額の工事費は2億6,500万円でしたね。この契約が2億2,140万円、それに電気と設備が別に契約されているんですが、この3つ合わせた工事請負費はこの2億6,500万円以内で収まったのかどうか。収まったかどうか、金額は結構です。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） まず、金額のほうから先に申し上げますが、収まっておりません。

あと、金額等につきまして、最近、労務費、資材費、高騰しているというようなことが新聞等に報道されているかと思えます。私のほうでもちょっと確認したんですが、詳しいところまではわかりません。ただ、前回、荒川中学校の改修工事をやっております、その単価から比べますと、それほど影響はないという状況でございます。

ただ、確かに今から5年とかそういった前から比べますと、2割、ものによっては3割程度上がっているというものもございます。ものによってでございますね。鉄とか人件費、そんなものは大変大幅に上がっているというような状況でございます。

以上でございます。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） 14番樋山隆四郎議員。

○14番（樋山隆四郎） 今上程中の議案であります、これは給食センターと同じような二の舞は絶対演じさせない。人件費が上がったから、あるいは材料が上がったからこの契約金ではできませんと。あるいは設計ミスがあったと。こういうことは絶対ないようにしないと、何のための契約かわからない。請負というのは請け負ったならばその金額でやると。たとえ会社が赤字になっても潰れてもやると。これが民間ですからね。

この辺は十分に気をつけないと、いや、設計ミスだった、これは何だったと、そして最後は契約金を上げてくれと。それで今度は建築審査会に申し出て、これはしょうがないから払うようだと。こういうようなことを二度と繰り返さないためには、しっかりと業者にも念を押していくというようなことが必要であると私は考えますが、市長はどういうふうな考えを持っているかお聞かせ願いたい。

○議長（佐藤昇市） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 今回の江川小学校の改築工事でございますが、今、樋山議員から御指摘ありましたように、設計書の内容等も精査の上、発注しておりますので、何と言いますか、災害とか予期しないものはいずれにしましても、現時点ではそういうことはないということで工事を進めていきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） 前回、ユニバーサルデザインとかバリアフリー化についてお願いをしたところなんですけど、今回、この改修工事の中で、それに対する配慮はどういうところが行われているかお聞きしたいと思います。もし、指標とかがあるようでしたら、それに対して何%ぐらいはクリアしているとか、そういうような、もしありましたらお願いします。

さらには、遊具に関しては、今回入っていないと思うんですが、その辺、お答えをお願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 先ほどのユニバーサルデザイン、何%かというのは正直申し上げてちょっと出ないので申しわけありません。内部等につきましては、小学校、学校の先生方によく見ていただいて、小学校としてこれから活用するというので、できるだけ小学生に対応できるような形で、例えば水飲み場の高さが現在高くなっているところは低くしてほしいとか、黒板も低くしてほしいとか、あとトイレなどについてもほとんどが和式でできるお子さんがいなくなってきたというような状況がありますので、そこら辺は洋式に変えるとか、そういったものはさせていただいております。

それと、遊具関係の話が出たかと思うんですが、遊具関係は当然小学生でありますので、今回、新設ということで遊具関係は入っております。工事費の中に計上しております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） やはりバリアフリーということになると、子供たちが車椅子で入っても大丈夫な環境が整えられているかどうか。さらには、それに対しての日常生活の中でトイレから階段から教室に入るところから、そういうところへの配慮がされているかどうかのお答えをいただきたいと思っております。

それから、遊具に関しては新設されるということですが、どういうものがつくられるかというのを後日でも構いませんので教えていただきたいなと思っております。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 今回、校舎の中で、例えばエレベーター等につきましては正直ついておりません。ただ、配慮できる場所ですね、階段のところのスロープとかそういった

たものについては配慮していきたいということでは考えております。ただ、2階、3階、実際には階段でということになっております。

それと、遊具関係ですけれども、ちょっと今、わかる範囲でお答えしますと、鉄棒、低鉄棒、中鉄棒、高鉄棒、それと、砂場、うんてい、のぼり棒、総合遊具というか、ちょっとした遊ぶ組み合わせのある総合遊具等ですね。そこら辺は一般的な小学校にあるものについては今回、入れさせてもらっています。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） ただいま上程中の第11号議案について質疑を行いたいと思います。

1点に絞ります。トイレの構造です。先ほど課長から洋式のトイレという話がありましたが、今は洋式プラスシャワートイレですね。これを考えているかどうかお尋ねいたします。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 実はウォシュレットタイプをとという話も結構ありました。ただ、一般の生徒用につきましてはウォシュレットはついてないです。特に小学生、中学校もそうなんです、簡単に押しちゃったり何かしちゃうと水があふれちゃったりして、結構大変な状態になるということで、ウォシュレットは小学生の使うところについてはついておりません。ただ、職員室、来客用ですね、職員室、大人の方が使うところについてはウォシュレットタイプを予定しております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） ウォシュレットも設計の思想に入っているということでよろしいんですね。ただ、子供たちはね、今、保育園生、幼稚園生からウォシュレットを使っています。したがって、水を出しっ放しにするとかという心配はそんなに不要かと思います。特に来客用あるいは教師用については、家庭にあるウォシュレット、今、どこの施設でももう常識になっていますから、その点、これから設計、プロポーザルに入るわけでしょうが、そこに大きく反映できるように要望として申します。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 今回、既に工事が始まりますので、今回、契約済みましてやっておりますので、ちょっとウォシュレットにつきましては、職員用、来客用ということでこちらのほうには入れさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 1点だけ。僕が校長のときに小学校の子供たちの運動クラブですね、

野球、サッカーとか、冬になると校庭が真っ暗になってしまうので、保護者のほうからナイター設備というか簡単なやつですね、道具片づけぐらいの。そういうのが欲しいというのがあります。これはお金が相当かかるのでできなかったんですけども、僕はPTA会長とかみんなと話をして、簡単なナイター設備をつくったんですよ。

だけど、そういうニーズが今あるのかどうかなんですけど、ないところにつけてもしょうがないんですけども、後でつけるというのはとても大変なんですけれども、簡単に工事のときにその費用を入れておくというのはそんなに難しくないのかなと思いましたが、そういう論議とか、そういうニーズについてちょっとお答えください。必要だったらやっぱりつけたほうがいいかなと思うので、その考えをお聞かせください。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 実は小学校、今現在、小学校なんですけども、小学校につきましては、部活動はない状況になっているということで、夜間の利用というのは基本的には考えてないということです。もし、夜間やる場合については、夜間施設を利用させていただくということで、今回の設備改修については、照明までの考えを入れた設計にはなっておりません。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） ちょっと確認なんですけれども、全面的にナイターでやるとかそういうことではもちろんないんですけども、当然小学校に部活はないです。でも、地域の運動クラブとかそういう部活に準ずるものはやっていると思うのでね、そういうときに公共施設として学校の校庭を使うというのは、これは当然リーズナブルだと思うんですけども、そういうときに、冬はすぐに暗くなってしまうので、子供たちが整理体操をすとか、道具を片づけるというときに簡単な照明がやっぱりあったほうがいいかなという、そういう意味での質問だったので、検討をしたらどうですかという、そういう意見です。一言。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） そういった要望、まだ私のほうにも届いていないというのが現状でありまして、今のところは、それはされていない状況です。今後、学校教育施設ということではなくても、社会施設ということで、一般の方、またはそういうスポーツ少年団ですね、そういった形の要望があるということであれば、これからの検討事項ということになるかと思いますが、そのようなことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第11号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（佐藤昇市） 次に、日程第16 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は付託第1号のとおり、請願書1件、陳情書5件であります。これらの請願書等については所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、請願書第1号は所管の経済建設常任委員会に、陳情書第2号、陳情書第3号、陳情書第4号、陳情書第5号及び陳情書第6号は、所管の文教福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日午前10時に開きます。本日は、これで散会いたします。大変御苦労さまでした。

〔午後 2時55分散会〕